一　地域再生計画の作成主体の名称　南国市
二　地域再生計画の名称　なんこく・6次産業推進計画　～　第1ステージ　1・5次加工＋α　～　による雇用創造計画
三　地域再生計画の区域の範囲　南国市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　天草市
二　地域再生計画の名称　二地域就労の推進による日本の宝島「天草」の再生
三　地域再生計画の区域の範囲　天草市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第百八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町
二　地域再生計画の名称　長崎の食と観光を活かした雇用創造
三　地域再生計画の区域の範囲　長崎市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　日田市
二　地域再生計画の名称　日田式の雇用創出の仕組みづくりをめざす　ひた流ヒト・モノ・バショ　雇用倍増計画
三　地域再生計画の区域の範囲　日田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊後高田市
二　地域再生計画の名称　「目指せ人口3万人」計画～地域活性の源は人にあり！小さな市の大きな挑戦～
三　地域再生計画の区域の範囲　豊後高田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　西都市
二　地域再生計画の名称　元気な日本のふるさと西都　癒しのツーリズム地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　西都市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第五十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　柏市
二　地域再生計画の名称　柏市豊四季台地域のモデルプロジェクト（長寿社会のまちづくり）
三　地域再生計画の区域の範囲　柏市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第百八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県
二　地域再生計画の名称　地域再生計画「石川県産業革新戦略」
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第百八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百六十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県
二　地域再生計画の名称　ふくい産力強化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福井県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第百八十九号

総合特別区域法（平成二十二年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　鳥取県
二　地域活性化総合特別区域の名称　鳥取発次世代社会モデル創造特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百九十号

総合特別区域法（平成二十二年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三